

大 阪 市 手 話 に 関 す る 施 策 の
推 進 方 針 に つ い て

大阪市こころを結ぶ手話言語条例に基づく施策の推進方針について

[経過]

平成 28 年 1 月 18 日	条例施行
平成 28 年 3 月 29 日	大阪市障がい者施策推進会議
平成 28 年 6 月 30 日	推進方針策定推進チーム会議 [第 1 回]
平成 28 年 9 月 29 日	推進方針検討会議 [第 1 回]
平成 28 年 11 月 10 日	推進方針策定推進チーム会議 [第 2 回]
平成 28 年 12 月 02 日	全所属に対して推進方針案の意見聴取
平成 28 年 12 月 28 日	推進方針検討会議 [第 2 回]
平成 29 年 1 月 18 日	推進方針検討会議 [第 3 回]
平成 29 年 1 月 26 日	パブリックコメントの公表
平成 29 年 2 月 24 日	パブリックコメントの意見受付終了
平成 29 年 3 月 14 日	推進方針検討会議 [第 4 回]

大阪市障がい者施策推進会議：手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制
(条例第 3 条第 2 項)

推進方針策定推進チーム会議：大阪市障がい者施策推進会議のメンバーの中から特に施策推進の課題に関連する所属の関係課で構成。

推進方針検討会議：当事者等から意見を聴く協議の場。(条例第 7 条)

[パブリックコメントの実施結果について]

1 意見の受付通数

131 通

2 主な意見要旨

- 手話講習会の拡充(内容や回数等)を行ってほしい
- 学校で手話を教えてほしい
- 市の行事には手話通訳をつけてほしい。特に区の行事の手話通訳は地域の手話サークル等にお願いしてほしい
- 区役所に手話通訳者を設置してほしい
- 災害時や緊急時の手話通訳を実施してほしい
- ICT(タブレット端末での遠隔手話)はあくまでも補助的手段として考えるべき
- 手話ができる職員を採用してほしい
- 医療機関に手話通訳を配置してほしい
- 公共交通機関(駅を含む)での情報保障に留意してほしい

パブリックコメントでの意見等を踏まえて、公表した案から 5 か所記載を変更している。

大阪市手話に関する施策の推進方針案（概要）

基本的な考え方

- 大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成 28 年 1 月制定）を踏まえ、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進
- 手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- 手話への理解の促進及び手話の普及は、相互に人格と個性を尊重することを基本とし、大阪市の各所属が連携して施策を推進

手話に関する施策の現状と課題

- 大阪市ではこれまでも各所属において様々な手話に関する様々な取組を実施
今後とも市民生活の様々な場面において、ろう者の手話による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていくことが必要
〔これまでの取組〕
 - ・手話通訳者の派遣や手話奉仕員と手話通訳者の養成事業を実施
 - ・手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員を配置
 - ・城東区役所でのタブレット端末による遠隔手話通訳の実施
阿倍野区役所での窓口案内業務における手話対応の実施
 - ・大阪市立総合医療センターにおける専任の手話通訳者の配置、その他各種説明会や行事等における手話通訳の配置 など

施策の推進方針

1 手話への理解の促進及び手話の普及

- ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切
- このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組む

【具体的な取組】

- ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発
- イベント等の実施を通じた啓発
- 気軽に参加できる手話講習会の実施
- 学校における理解の促進

2 手話による情報取得

- 日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要
- 大阪市の情報発信や市民窓口等における取組とともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組む

【具体的な取組】

市が実施する説明会や行事等における手話通訳	区役所等における窓口対応
災害時避難所における情報提供	I C Tを活用した環境の整備
手話を使用することができる職員の増員	公共施設等に対する啓発

3 手話による意思疎通の支援

- 必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がい者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要
- 手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努める

【具体的な取組】

手話通訳者派遣事業の充実	緊急時対応の検討	手話通訳者の養成・確保
--------------	----------	-------------

4 手話を必要とする人への相談支援

- 生活の中で困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要
- 聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組む

【具体的な取組】

聴覚言語障がい者生活相談事業の充実
様々な分野の相談支援機関との連携
見守りネットワーク強化事業等との連携

施策の推進体制

- 手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進する体制として、大阪市障がい者施策推進会議（障がい者施策を総合的かつ円滑に推進するための庁内連絡会議）を位置づけて施策を推進
- 推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者で構成する「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」を設置して策定しており、今後も意見を聴きながら施策を推進